破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０９７号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番２―230号
破産者　池見　孝一
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９４号
福岡市博多区月隈２丁目７番５号
破産者　有限会社マツダ技建
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４４号
群馬県伊勢崎市豊城町2780番地２　特別養護老人ホームロータスヴィレッジ
破産者　長沼かね江
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉227番地３　アートヒルズ１号棟
破産者　金澤　　哲
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２００号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉227番地３　アートヒルズ１号棟
破産者　金澤　絹代
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５１号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1261番地７　景勝ハイツ第５―103
破産者　濱野　勝義
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５８０７号
東京都足立区大谷田５―28―３　ハイムコクボＮｏ．２―104号室、住民票上の住所東京都足立区東和５丁目３―20
破産者　菊地　耕一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４６号
東京都八王子市宮下町346―２―307、開始決定時の住所東京都八丈島八丈町三根1551―１
破産者　小宮山　収
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０５４号
北海道帯広市西22条南３丁目17―12　西側
破産者　向井　義久
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３２７号
埼玉県草加市谷塚町1011番地１
破産者　丸文商會株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９２号
茨城県つくば市高見原２丁目11―44
破産者　谷中田昇一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００２３号
神奈川県藤沢市大庭5055―10　湘南西部２―７―721
破産者　服部　敏雄
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２５号
千葉県市川市南八幡４丁目６番２号
破産者　株式会社アーリーバード
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３７６号
埼玉県新座市野火止６丁目15番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区大塚３丁目１番６号
破産者　マエダ建業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６８号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目24―２
破産者　島田　瑞穂
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６９号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目24―２
破産者　島田香代子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６１３号
東京都豊島区東池袋２丁目62番10号
破産者　株式会社ディークス
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６０号
埼玉県ふじみ野市丸山10―20、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字中小坂712―９
破産者　日高　節夫
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６１号
埼玉県ふじみ野市丸山10―20、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字中小坂712―９
破産者　日高マサ子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３６号
東京都品川区旗の台４丁目７―４―403
破産者　坂井由起江
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１３６号
千葉県市川市曽谷１丁目22―３、開始決定時の住所東京都江戸川区西篠崎２丁目26―12
破産者　三森　正雄
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部